

官報

号外 昭和五十一年五月七日

第七十七回 衆議院會議録 第十六号

昭和五十一年五月七日(金曜日)

議事日程 第十三号

昭和五十一年五月七日

正午開議

- 第一 戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 第二 林業改善資金助成法案(内閣提出)
- 第三 漁業再建整備特別措置法案(内閣提出)
- 第四 中小漁業融資保証法の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 第五 漁船舶主責任保険臨時措置法案(内閣提出)

○本日の會議に付した案件

- 日程第一 戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 日程第二 林業改善資金助成法案(内閣提出)
- 日程第三 漁業再建整備特別措置法案(内閣提出)
- 日程第四 中小漁業融資保証法の一部を改正する法律案(内閣提出)

昭和五十一年五月七日 衆議院會議録第十六号

戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案

る法律案(内閣提出)
日程第五 漁船舶主責任保険臨時措置法案(内閣提出)

午後零時三十四分開議

○議長(前尾繁三郎君) これより會議を開きます。

日程第一 戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(前尾繁三郎君) 日程第一、戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。社会労働委員長熊谷義雄君。

戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

〔熊谷義雄君登壇〕

○熊谷義雄君 ただいま議題となりました戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案について、社会労働委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本案は、戦傷病者、戦没者遺族等の処遇の改善を図るため、障害年金、遺族年金等の額を引き上げるとともに、遺族年金等の支給範囲を拡大するほか、戦傷病者等の妻に改めて特別給付金を支給する等の措置を講じようとするもので、

改正の第一は、障害年金、遺族年金及び遺族給

与金等の額を恩給法に準じて昭和五十一年七月から増額するほか、障害年金受給者が死亡した場合に、その遺族に支給される遺族年金等の支給範囲を拡大し、また、夫及び再婚解消妻等に支給される遺族年金等の支給要件を緩和するとともに、遺族一時金の支給範囲を拡大すること、

第二は、未帰還者の留守家族に支給される留守家族手当の月額を遺族年金の増額に準じて引き上げること、

第三は、戦傷病者等の妻として受給した特別給付金の国債の最終償還を終えた時点で、当該戦傷病者等の死亡により、戦没者等の妻となっている者に特別給付金を支給すること、

第四は、戦傷病者等の妻に対する特別給付金として交付された国債の最終償還を終えた戦傷病者等の妻に改めて特別給付金を額面三十万円、十年償還の国債で支給するとともに、満州事変中の戦傷病者等の妻にも特別給付金を支給する等の改善を行うこと等であります。

本案は、二月十六日付託となり、昨日の委員会において質疑を終了し、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

なお、本案に対し、附帯決議を付することに決しました。
以上、御報告申し上げます。(拍手)

昭和五十一年五月七日 衆議院會議録第十六号

林業改善資金助成法案外三案

四六〇

○議長(前尾繁三郎君) 採決いたします。

本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(前尾繁三郎君) 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

日程第二 林業改善資金助成法案(内閣提出)

日程第三 漁業再建整備特別措置法案(内閣提出)

提出)

日程第四 中小漁業融資保証法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第五 漁船舶主責任保険臨時措置法案

(内閣提出)

○議長(前尾繁三郎君)

日程第二、林業改善資金助成法案、日程第三、漁業再建整備特別措置法案、日程第四、中小漁業融資保証法の一部を改正する法律案、日程第五、漁船舶主責任保険臨時措置法案、右四案を一括して議題といたします。

委員長報告を求めます。農林水産委員長渡部郎君。

郎君。

林業改善資金助成法案及び同報告書

漁業再建整備特別措置法案及び同報告書

中小漁業融資保証法の一部を改正する法律案及び同報告書

び同報告書

漁船舶主責任保険臨時措置法案及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

〔渡部郎君登壇〕

○渡部郎君 ただいま議題となりました四法案につきまして、農林水産委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

最初に、各案の趣旨について申し上げます。

まず、林業改善資金助成法案は、最近における林業経営の状況等にかんがみ、林業従事者等に対する林業生産高度化資金、林業労働安全衛生施設資金または林業後継者等養成資金の貸し付けを行う都道府県に対し、政府が必要なる助成を行う制度を確立しようとするものであります。

次に、漁業再建整備特別措置法案は、わが国漁業をめぐる経済的諸条件の著しい変動及び国際的環境の変化等に対処して、漁業の再建整備を図るため、中小漁業者がその漁業経営の再建を図るため緊急に必要とする資金の融通の円滑化、特定の業種に係る漁業についての構造改善及び整備の推進等の措置を講じようとするものであります。

次に、中小漁業融資保証法の一部を改正する法律案は、最近における漁業事情等の推移にかんがみ、中小漁業者等の漁業経営等に必要なる資金の融通の円滑化を推進するため、中小漁業融資保証保険特別会計を廃止して、政府が行っている中小漁業融資保証保険の業務を中央漁業信用基金に行わせることとともに、漁業再建整備特別措置

法案の規定に基づく漁業経営安定維持資金等、主務大臣が指定する緊急融資資金に係る保証保険及び融資保険のてん補率を引き上げようとするものであります。

次に、漁船舶主責任保険臨時措置法案は、漁業経営の安定を図る見地から、漁船の運航に伴う船主等の費用及び責任等を保険する制度の確立に資するため、試験的に漁船保険組合が漁船舶主責任保険事業等を行い、漁船保険中央会がこれら事業の再保険事業を行うのに必要な措置を定めようとするもので、施行日から五年以内別に法律で定める日に失効することとしております。

委員会におきましては、四法案を一括議題に供し、四月二十八日、安倍農林大臣から各案の提案理由の説明を聴取し、五月六日、慎重に審査を行った後、質疑を終了いたしました。

次いで、各案の採決に入り、まず、林業改善資金助成法案につきましては、委員長提案により、「一林業従事者ことの貸付金の限度額は、資金の種類ごとに農林省令で定める額とすること」等の修正を加え、全会一致をもって修正議決すべきものと決しました。

次に、漁業再建整備特別措置法案には、日本共産党・革新共同から修正案が提出されましたが、少数をもってこれを否決し、結局のところ、同案は、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

最後に、中小漁業融資保証法の一部を改正する

法律案及び漁船舶主責任保険臨時措置法案の両案は、いずれも全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

なお、各案に対し、それぞれの附帯決議を付することに決しました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(前尾繁三郎君) 四案を一括して採決いたします。

日程第二の委員長の報告は修正、第三ないし第五の委員長の報告はいずれも可決であります。四案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(前尾繁三郎君) 御異議なしと認めます。よって、四案とも委員長報告のとおり決しました。

○議長(前尾繁三郎君) 本日は、これにて散会いたします。

午後零時四十四分散会

出席國務大臣

厚生大臣 田中正巳君
農林大臣 安倍晋太郎君

○朗読を省略した議長の報告

(報告書受領)

一、昨六日、内閣から次の報告書を受領した。

災害対策基本法第九條第二項の規定に基づく昭和四十九年度において防災に関してとつた措置の概況の報告書

災害対策基本法第九條第二項の規定に基づく昭和五十一年度において実施すべき防災に関する計画の報告書

(常任委員辞任及び補欠選任)

一、昨六日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

地方行政委員

辞任

補欠

井岡 大治君 柴田 健治君
柴田 健治君 井岡 大治君

文教委員

辞任

補欠

上田 茂行君 本名 武君
楠橋 進君 白濱 仁吉君
羽生田 進君 吉川 久衛君
深谷 隆司君 丹羽 兵助君
吉川 久衛君 羽生田 進君
白濱 仁吉君 楠橋 進君
丹羽 兵助君 深谷 隆司君
本名 武君 上田 茂行君

社会労働委員

辞任

補欠

稲葉 誠一君 中村 重光君
中村 重光君 稲葉 誠一君
農林水産委員

辞任

補欠

江藤 隆美君 葉梨 信行君
吉川 久衛君 村岡 兼造君
白濱 仁吉君 宮崎 茂一君
丹羽 兵助君 瓦 力君
本名 武君 古屋 亨君
森下 元晴君 三塚 博君
柴田 健治君 井岡 大治君
諫山 博君 山原健二郎君
瓦 力君 丹羽 兵助君
葉梨 信行君 江藤 隆美君
古屋 亨君 本名 武君
三塚 博君 森下 元晴君
宮崎 茂一君 白濱 仁吉君
村岡 兼造君 吉川 久衛君
井岡 大治君 柴田 健治君
山原健二郎君 諫山 博君

通信委員

辞任

補欠

池田 禎治君 小沢 貞孝君

小沢 貞孝君

池田 禎治君

議院運営委員

辞任

補欠

小沢 貞孝君 池田 禎治君
池田 禎治君 小沢 貞孝君

(議案提出)

一、昨六日、議員から提出した議案は次のとおりである。
建設労働法案(川俣健二郎君外九名提出)

(議案付託)

一、昨六日、委員会に付託された議案は次のとおりである。
一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出第四八号)

健康保険法等の一部を改正する法律案(内閣提出第二四号)
社会労働委員会 付託

日本原子力船開発事業団法の一部を改正する法律案(内閣提出第四号)
科学技術振興対策特別委員会 付託

戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律
(戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部改正)

第一条 戦傷病者戦没者遺族等援護法(昭和二十七年法律第二百二十七号)の一部を次のように改正する。
第八条第一項の表を次のように改める。

(議案送付)

一、昨六日、参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。
金属鉱業事業団法の一部を改正する法律案
昭和四十二年以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案
昭和四十二年以後における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律及び公共企業体職員等共済組合法の一部を改正する法律案

戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案
正する法律案
右
国会に提出する。
昭和五十一年二月十六日
内閣総理大臣 三木 武夫

昭和五十一年五月七日 衆議院會議録第十六号 戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案及び同報告書

四六二

不具廃疾の程度	年	金	額
特別項症	第一項症の年金額に一、七二一、五〇〇円以内の額を加えた額		
第一項症		二、四四五、〇〇〇円	
第二項症		一、九八〇、〇〇〇円	
第三項症		一、五八九、〇〇〇円	
第四項症		一、一九八、〇〇〇円	
第五項症		九二九、〇〇〇円	
第六項症		七〇九、〇〇〇円	
第一款症		六六〇、〇〇〇円	
第二款症		六一一、〇〇〇円	
第三款症		四六五、〇〇〇円	
第四款症		三六七、〇〇〇円	
第五款症		三一八、〇〇〇円	

第八條第二項中「六万円」を「七万二千元」に、「一万八千元」を「二万四千元」に、「四万八千元」に、「三万六千元」を「四万八千元」に改め、同項第二号及び第三号中「生計をともにし」を「生計を共にし」に改め、同条第三項中「六万円」を「七万二千元」に改め、同条第七項の表を次のように改める。

不具廃疾の程度	金	額
第一款症	二、六〇一、〇〇〇円	
第二款症	二、一五八、〇〇〇円	
第三款症	一、八五一、〇〇〇円	
第四款症	一、五二一、〇〇〇円	
第五款症	一、二二〇、〇〇〇円	

第二十三條第一項中「左に」を「次に」に改め、同項に次の二号を加える。

六 障害年金又は軍人たるによる増加恩給若しくは傷病年金（当該障害年金又は増加恩

給若しくは傷病年金の支給事由である公務上の負傷又は疾病による不具廃疾の程度が恩給法別表第一号表ノ三に規定する程度であるものに限る。）を受ける権利を有するに至つた後、その権利を失うことなく、当該障害年金又は増加恩給若しくは傷病年金の支給事由である公務上の負傷又は疾病以外の事由により昭和二十九年四月一日以後に死亡した軍人軍属又は軍人軍属であつた者の遺族

七 障害年金又は特例傷病恩給（当該障害年金又は特例傷病恩給の支給事由である負傷又は疾病（公務上の負傷又は疾病を除く。）

以下この号及び次項第六号において同じ。）による不具廃疾の程度が恩給法別表第一号表ノ二に規定する程度であるものに限る。）を受ける権利を有するに至つた後、その権利を失うことなく、当該障害年金又は特例傷病恩給の支給事由である負傷又は疾病以外の事由により死亡した軍人軍属又は軍人軍属であつた者の遺族

第二十三條第二項に次の二号を加える。

五 障害年金（当該障害年金の支給事由である公務上の負傷又は疾病による不具廃疾の程度が恩給法別表第一号表ノ三に規定する程度であるものに限る。）を受ける権利を有するに至つた後、その権利を失うことなく、当該障害年金の支給事由である公務上の負

傷又は疾病以外の事由により死亡した準軍属であつた者の遺族

六 障害年金（当該障害年金の支給事由である負傷又は疾病による不具廃疾の程度が恩給法別表第一号表ノ二に規定する程度であるものに限る。）を受ける権利を有するに至つた後、その権利を失うことなく、当該障害年金の支給事由である負傷又は疾病以外の事由により死亡した準軍属であつた者の遺族

第二十五條第一項中「左の」を「次の」に、「はじめに」を「初めて」に改め、同項第一号中「夫については」の下に「六十歳以上であること」を加え、同項第三号及び第四号中「且つ」を「かつ」に改める。

第二十六條第一項中「一万八千元」を「二万四千元」に改め、同項第一号中「五十万六千元」を「六十万二千円（当該先順位者によつて生計を維持し、又はその者と生計を共にする後順位者が二人以上あるときは、六十二万四千二百円）」に改め、同項第二号中「前号に規定する額」を「六十万二千円（これらの先順位者によつて生計を維持し、又はこれらの者と生計を共にする後順位者が二人以上あるときは、六十二万四千二百円）」に改める。

第二十七條第一項を次のように改める。

第二十三條第一項第二号から第五号までに掲げる遺族に支給する遺族年金及び同条第二

昭和五十一年五月七日 衆議院會議録第十六号 戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案及び同報告書

四六四

第三条第一項中「昭和三十八年四月一日」を「昭和四十八年四月一日」に改め、同項第一号中「昭和三十八年四月二日」を「昭和四十八年四月二日」に、「昭和四十二年四月一日」を「昭和五十一年十月一日」に改め、同項第三号及び第四号中「昭和四十二年四月一日」を「昭和五十一年十月一日」に改め、同条中第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 戦傷病者等の妻が前項の特別給付金を受ける権利を取得した日から十年を経過した日において、当該戦傷病者等が増加恩給等のうち年金たる給付を受けているとき、又は増加恩給等のうち一時金たる給付を受けたことがある当該戦傷病者等（当該給付を受けた日以後に当該給付に係る法令に基づく年金たる給付で公務による不具廃疾を支給事由とするものを受ける権利を失うべき事由に該当した者を除く。）の当該給付に係る不具廃疾の程度が恩給法別表第一号表ノ二及び第一号表ノ三に該当しているときは、当該戦傷病者等の妻には、特別給付金を支給する。

第四条第一項中「特別給付金の額は、」の下に「前条第一項の特別給付金にあつては、」を、「五万円」とし、」の下に「同条第二項の特別給付金にあつては三十万円（戦傷病者等で恩給法別表第一号表ノ三の第二款から第五款までに該当する程度の障害を有するものに係る特別給付金の額は、十五万円）とし、それぞれ」を加える。

附則第二項を次のように改め、附則第三項から附則第十九項までを削る。
(国債の発行の日)

2 第四条第二項に規定する国債の発行の日

は、第三条第一項の特別給付金に係るものにあつては昭和五十一年十月一日とし、同条第二項の特別給付金に係るものにあつては当該特別給付金を受ける権利を取得する日とする。

(戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律の一部改正)

第八条 戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律(昭和四十六年法律第五十一号)の一部を次のように改正する。

附則第八条第四項中「一万八千円」を「二万四千円」に、「一万三千五百円」を「一万八千円」に改める。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和五十一年七月一日から施行する。ただし、第五条、第七条、附則第五条及び附則第六条の規定は、同年十月一日から施行する。

(遺族援護法の一部改正に伴う経過措置)

第二条 この法律による戦傷病者戦没者遺族等援護法(以下「遺族援護法」という。)第二十三条第一項及び第二項、第二十五条第一項第一号並び

に第三十九条の二第二項第一号及び第三号の規定の改正により遺族年金、遺族給与金又は遺族一時金を受ける権利を有することとなるべき者に關し、この法律による改正後の遺族援護法を

適用する場合においては、次の表の上欄に掲げる遺族援護法の規定中同表の中欄に掲げる日又は月、それぞれ、同表の下欄に掲げる日又は月とする。

第二十五条第一項 第三十条第一項	昭和二十七年四月一日	昭和五十一年七月一日
第二十五条第一項	昭和二十七年四月二日	昭和五十一年七月二日
第二十五条第三項	昭和三十三年四月一日	昭和五十一年七月一日
	昭和三十四年一月二日	昭和五十一年七月二日
第二十九条第一項第二号及び第四号	昭和二十七年三月三十一日	昭和五十一年六月三十日
第二十九条第一項第三号及び第四号	昭和三十三年十二月三十一日	昭和五十一年六月三十日
第三十条第一項	昭和二十七年四月	昭和五十一年七月
第三十条第三項	昭和三十三年四月一日	昭和五十一年七月一日
	同年同月一日	昭和五十一年七月一日
第三十九条の四第二項	昭和三十三年十月	昭和五十一年七月
	昭和四十五年十月	昭和五十一年七月
第三十九条の六	昭和三十三年十月一日	昭和五十一年七月一日
	昭和四十五年十月一日	昭和五十一年七月一日
第三十九条の六第二項	同日	昭和五十一年七月一日

(遺族年金等の支給の特例)

第三条 戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律(昭和三十三年法律第五十九号)附則第三項第一項及び第二項中「以後婚姻」とあるのを「以後遺族援護法の施行前に婚姻」と、

「遺族援護法の施行の日」とあるのを「恩給法の一部を改正する法律(昭和二十八年法律第五十五号)の施行の日」と読み替えてこれらの規定を適用したとするならば、遺族援護法による遺族年金又は遺族給与金を受ける権利を取得して

引き続き昭和五十一年七月一日までその権利を有することとなる者には、当該遺族年金又は遺族給与金を支給する。

2 戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律(昭和四十一年法律第八号)附則第五条第一項並びに附則第六条第一項及び第二項中「以後婚姻」とあるのを「以後遺族援護法の施行前に婚姻」と、「同法の施行の日」とあるのを「恩給法の一部を改正する法律(昭和二十八年法律第五十五号)の施行の日」と読み替えてこれらの規定を適用したとするならば、遺族援護法による遺族年金又は遺族給与金を受ける権利を取得して引き続き昭和五十一年七月一日までその権利を有することとなる者には、当該遺族年金又は遺族給与金を支給する。

3 前二項の規定により遺族年金又は遺族給与金を受ける権利を有するに至つた者に関し、遺族援護法を適用する場合においては、遺族援護法第三十条第一項中「昭和二十七年四月(死亡した者の死亡の日が昭和二十七年四月一日以後であるときは、その死亡の日の属する月の翌月)」とあるのは「昭和五十一年七月」と、同条第三項中「昭和三十四年一月(死亡した者の死亡の日が同年同月一日以後であるときは、その死亡の日の属する月の翌月)」とあるのは「昭和五十一年七月」とする。

(戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法の一部改正に伴う経過措置)

第四条 この法律による改正後の戦没者等の遺族

昭和五十一年五月七日 衆議院会議録第十六号

に対する特別弔慰金支給法附則第二項の規定は、戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律(昭和四十七年法律第三十九号)による改正前の戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法第五条第一項の規定により交付された国債及び戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律(昭和五十年法律第十号)による改正前の戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法第五条第一項の規定により交付された国債の償還金の支払についても、適用する。

(戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法の一部改正に伴う経過措置)

第五条 この法律による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法(以下「旧法」という。)の規定により支給し、又は支給すべきであつた特別給付金については、なお従前の例による。

2 この法律による改正後の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法(以下「新法」という。)第三十条第一項の特別給付金は、同項の規定にかかわらず、旧法による特別給付金を受ける権利を取得した者には、支給しない。

3 旧法による特別給付金を受ける権利を取得した者については、当該特別給付金を新法第三条第一項の特別給付金とみなして、同条第二項の規定を適用する。この場合において、同項中「十年を経過した日」とあるのは「十年を経過した日(その日が昭和五十一年十月一日前である

ときは、同日)」とする。

(特別給付金の支給の特例)

第六条 新法第二条中「昭和五十一年七月七日」とあるのを「昭和六十一年九月十八日」と読み替えて同条の規定を適用するものとしたならば、新法第三条第一項の特別給付金の支給を受けることができることとなる者には、同条第二項の特別給付金を支給する。

理 由

戦傷病者、戦没者遺族等の処遇の改善を図るため、障害年金、遺族年金等の額を引き上げ、遺族年金等の支給範囲を拡大し、戦傷病者等の妻にあらためて特別給付金を支給する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

戦傷病者、戦没者遺族等に対しては、その置かれた状況にかんがみ、年金の支給等各般にわたる援護の措置が講ぜられているが、本案は、更にこれらの支給額の引上げ、支給範囲の拡大、新たな特別給付金の支給等を行うことにより援護措置の一層の改善を図らうとするもので、その要旨は、次のとおりである。

1 戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部改正に関する事項

(1) 各種年金等の額を恩給法に準じて引き上

げ、障害年金(第一項症)の額を現行の二十九万三千円から二百四十四万五千円に、遺族年金及び遺族給与金(先順位者)の額を現行の五十万六千円から六十二万二千円(被扶養者が二人以上ある場合は六十二万四千二百円)に引き上げるとともに、扶養親族加給等の額についても引き上げること。

(2) 不具廃疾の程度が公務傷病にあつては第一款症から第五款症まで、勤務に関連する傷病にあつては特別項症から第六項症までの障害年金受給者が、当該給付の支給事由である傷病以外の事由により死亡(平病死)した場合に、その遺族に遺族年金等(十万円)を支給すること。

(3) 六十歳以上の夫については、遺族年金等の支給条件を撤廃すること。

(4) 遺族一時金の支給要件である退職後死亡までの経過期間を、現行の四年(厚生大臣の指定する疾病は八年)から六年(厚生大臣の指定する疾病は十二年)に延長すること。

(5) 遺族年金等の支給の対象となるいわゆる再婚解消妻等(死別を含む。)に係る再婚解消期限を、現行の昭和二十七年四月二十九日から昭和二十八年七月三十一日まで延長すること。

2 未帰還者留守家族等援護法の一部改正に関する事項

未帰還者の留守家族に支給する留守家族手

戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案及び同報告書

昭和五十一年五月七日 衆議院會議録第十六号

戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案及び同報告書 林業改善資金助成法案及び同報告書

四六六

当の月額を遺族年金の増額に準じて、現行の四万二千六十円から四万七千円に引き上げる。

3 戦没者等の妻に対する特別給付金支給法の一部改正に関する事項

戦傷病者等の妻として受給した特別給付金の国債の最終償還を終えた時点において、当該戦傷病者等が死亡したことにより、戦没者等の妻として公務扶助料、遺族年金等の受給権を有する者に特別給付金（額面六十万円、十年償還の国債）を支給すること。

4 戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法の一部改正に関する事項

(1) 国債の最終償還を終えた戦傷病者等の妻に、あらためて特別給付金（額面三十万円又は十五万円、十年償還の国債）を支給すること。

(2) 昭和三十八年四月二日以後に戦傷病者等の妻になつた者であつて、当該戦傷病者等が昭和四十八年四月一日において傷病恩給、障害年金等を受けていたものに、特別給付金（額面十万円又は五万円、十年償還の国債）を支給すること。

(3) 満洲事変以後日華事変前に公務上の傷病にかかつた軍人で、昭和四十八年四月一日において、傷病恩給等を受けていたものの妻に特別給付金（額面三十万円又は十五万円、十年償還の国債）を支給すること。

5 その他所要の改正を行うこと。

6 施行期日

この法律は、昭和五十一年七月一日から施行すること。ただし、3及び4は、昭和五十一年十月一日から施行すること。

二 議案の可決理由

戦傷病者、戦没者遺族等の処遇の改善を図るため、障害年金、遺族年金等の額を引き上げ、遺族年金等の支給範囲を拡大するとともに、戦傷病者等の妻にあらためて特別給付金を支給する等の措置を講ずることは、時宜に適するものと認め、本案は可決すべきものと議決した。

なお、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

三 本案施行に要する経費

昭和五十一年度一般会計予算（厚生省所管）に六十九億七千九百二十七万七千円が計上されている。

なお、国債の償還分は昭和五十一年度以降において、国債整理基金特別会計（大蔵省所管）に特別給付金として繰入八十億四千百万円が計上される見込みである。

右報告する。

昭和五十一年五月六日

衆議院議長 前尾繁三郎殿

〔別紙〕

戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正

正する法律案に対する附帯決議

政府は、次の事項につき、格段の努力を払うべきである。

一 警防団員等に対する援護法上の取扱いについては、戦後相当期間経過していることにかんがみ、その認定方法等について弾力的に運用するよう配慮すること。

一 最近の急激な物価の上昇及び国民の生活水準の著しい向上にみあつて、援護の水準を更に引き上げ、公平な援護措置が行われるよう努めること。

なお、戦没者遺族等の高齢化の現状にかんがみ、一層の優遇措置を講ずるとともに手続等の簡素化を図ること。

一 戦傷病者に対する障害年金等の処遇及び原爆症等内科的疾患の認定基準については、更にその改善に努めること。

一 対馬丸遭難学童の遺族の援護についてなお検討を行うこと。

一 生存未帰還者の調査については、更に関係方面との連絡を密にし、調査及び救出に万全を期すること。

一 法律の内容について必要な広報等に努める等更にその周知徹底を図ること。

林業改善資金助成法案

右

国会に提出する。

昭和五十一年二月十日

内閣総理大臣 三木 武夫

林業改善資金助成法

(目的)

第一条 この法律は、林業従事者等が林業経営の改善又は林業労働に係る労働災害の防止を目的として自主的に林野の林業的利用の高度化及び林業技術の向上を図るための林業生産の方式又は林業労働に係る安全衛生施設を導入すること、並びに林業後継者たる青年又は林業労働に従事する者が近代的な林業経営を担当し、又は近代的な林業経営に係る林業技術に従事するのにふさわしい者となることを助長するため、林業従事者等に対する林業生産高度化資金、林業労働安全衛生施設資金又は林業後継者等養成資金の貸付けを行う都道府県に対し、政府が必要なる助成を行う制度を確立し、もつて林業経営の健全な発展、林業生産力の増大及び林業従事者の福祉の向上に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「林業生産高度化資金」とは、林業経営の改善を促進するために普及を図る必要があると認められる林野の林業的利用の高度化及び林業技術の向上を図るための林業生産の方式（当該林業生産の方式に係る林産物の合理的な加工の方式を含む。）を導入するの

必要な資金で政令で定めるものをいう。

2 この法律において「林業労働安全衛生施設資金」とは、林業労働に係る労働災害を防止するために普及を図る必要があると認められる林業労働に係る安全衛生施設を導入するのに必要な資金で政令で定めるものをいう。

3 この法律において「林業後継者等養成資金」とは、林業後継者たる青年又は林業労働に従事する者が近代的な林業経営を担当し、又は近代的な林業経営に係る林業技術に従事するのにふさわしい者となるために必要な近代的な林業の経営方法又は技術を実地に習得するのに必要な資金で政令で定めるものをいう。

(政府の助成)

第三条 政府は、都道府県がこの法律の定めるところにより林業従事者、その組織する団体その他政令で定める者(以下「林業従事者等」という。)に対する林業生産高度化資金、林業労働安全衛生施設資金又は林業後継者等養成資金の貸付けの事業を行うときは、当該都道府県に対し、予算の範囲内において、当該事業に必要な資金の一部に充てるため補助金を交付することができ。ただし、当該事業に係る資金の額が当該事業を行うのに必要かつ適当と認められる一定額に達した都道府県については、この限りでない。

2 前項ただし書の一定額は、都道府県別に、農林大臣が大蔵大臣と協議して定める。

(貸付金の限度)

第四条 前条第一項の貸付けに係る資金(以下「貸付金」という。)の一林業従事者等ごとの限度額は、林業生産高度化資金、林業労働安全衛生施設資金及び林業後継者等養成資金のそれぞれの種類ごとに、農林大臣が定める額とする。

(貸付金の利率及び償還期間)

第五条 貸付金は、無利子とし、その償還期間は、林業生産高度化資金及び林業後継者等養成資金にあつては五年を超えない範囲内で、林業労働安全衛生施設資金にあつては七年を超えない範囲内で、それぞれ、その種類ごとに、政令で定める期間とする。

(担保又は保証人)

第六条 第三条第一項の貸付けについては、都道府県は、貸付金の貸付けを受ける者(政令で定める者を除く。)に対し、担保を提供させ、又は保証人を立てさせなければならない。

2 前項の保証人は、貸付金の貸付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとする。

(貸付けの申請)

第七条 第三条第一項の貸付けは、同項に規定する者からの申請によつて行うものとする。

(貸付けを行う場合)

第八条 林業生産高度化資金の貸付けは、その申請者(その者が団体である場合には、その団体に係る林業生産高度化資金をもつて林野の林業

的利用の高度化及び林業技術の向上を図るための林業生産の方式又は当該林業生産の方式に係る林産物の合理的な加工の方式を導入することによりその経営を改善する見込みがある場合に限り、行うものとする。

2 林業労働安全衛生施設資金の貸付けは、その申請者が申請に係る林業労働安全衛生施設資金をもつて林業労働に係る安全衛生施設を導入することにより林業労働に係る労働災害の防止を図るための改善措置を講ずる見込みがある場合に限り、行うものとする。

3 林業後継者等養成資金の貸付けは、その申請者又はその申請者の林業経営に係る林業労働に従事する者が申請に係る林業後継者等養成資金をもつて近代的な林業の経営方法又は技術を実地に習得することにより近代的な林業経営を担当し、又は近代的な林業経営に係る林業技術に従事するのにふさわしい者として養成される見込みがある場合に限り、行うものとする。

(期限前償還)

第九条 都道府県は、貸付金の貸付けを受けた者が次の各号の一に該当する場合には、支払期日前に、当該貸付けを受けた者に対し、いつでも貸付金の全部又は一部の償還を請求することができる。

一 貸付金を貸付けの目的以外の目的に使用したとき。

二 償還金の支払を怠ったとき。

三 前三号に掲げる場合のほか、正当な理由が

なくて貸付けの条件に違反したとき。

(支払の猶予)

第十条 都道府県は、災害その他政令で定めるやむを得ない理由により貸付金の償還が著しく困難であると認められる場合には、償還金の支払を猶予することができる。

(違約金)

第十一条 都道府県は、貸付金の貸付けを受けた者が支払期日に償還金又は第九条の規定により償還をすべき金額を支払わなかつた場合には、延滞金額につき年十二・二五パーセントの割合をもつて支払期日の翌日から支払当日までの日数により計算した違約金を徴収するものとする。

(特別会計)

第十二条 都道府県が、第三条第一項に規定する事業を行う場合には、当該事業の経理は、政令で定めるところにより、特別会計を設けて行わなければならない。

2 前項の規定により設置する特別会計(以下「特別会計」という。)においては、一般会計からの繰入金、第三条第一項の規定による国からの補助金、貸付金の償還金(前条の規定による違約金を含む。)及び附属雑収入をもつてその歳入とし、貸付金、貸付けに関する事務費その他の諸費をもつてその歳出とする。

(事務の委託)

第十三条 都道府県は、政令で定めるところにより

り、その行う第三条第一項に規定する事業に係る事務の一部(貸付けの決定を除く。)を森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第五百四十四条第一項第二号の事業を行う森林組合連合会その他の林業従事者等の組織する法人で政令で定めるものに委託することができる。

2 前項の森林組合連合会その他の林業従事者等の組織する法人で政令で定めるものは、他の法律の規定にかかわらず、同項の規定による事務の委託を受け、当該事務を行うことができる。

(補助金の額)

第十四条 政府が第三条第一項の規定により交付する補助金の額は、都道府県が貸付金の財源に充てるため一般会計から特別会計に繰り入れる金額の二倍に相当する金額又は都道府県ごとに農林大臣が定める金額のいずれか低い額以内とする。

(納付金)

第十五条 都道府県は、第三条第一項に規定する事業を廃止したときは、政令で定めるところにより、その廃止の際における貸付金の未貸付額及びその後において支払を受けた貸付金の償還金の額の合計額の一部を政府から補助を受けた割合に応じて政府に納付しなければならない。

附 則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 農林省設置法(昭和二十四年法律第百五十三号)の一部を次のように改正する。

第六十一条第四号の次に次の一号を加える。

四の二 林業改善資金助成法(昭和五十一年

法律第 号)に基づいて、都道府県の行う資金の貸付けにつき助成を行うこと。

理 由

最近における林業経営の状況等にかんがみ、林業従事者等に対する林業生産高度化資金、林業労働安全衛生施設資金又は林業後継者等養成資金の貸付けを行う都道府県に対し、政府が必要な助成を行う制度を確立する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

林業改善資金助成法案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

本案は、最近における林業経営の状況等にかんがみ、林業従事者等に対する林業生産高度化資金、林業労働安全衛生施設資金又は林業後継者等養成資金の貸付けを行う都道府県に対し、政府が必要な助成を行う制度を確立しようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

(一) この法律の対象とする資金を林業生産高度化資金、林業労働安全衛生施設資金及び林業後継者等養成資金に分けて、それぞれの内容を定めるとともに、都道府県が、林業従事者等に対するこれらの資金の貸付けの事業を行うときは、政府は、当該都道府県に対し、予算

の範囲内においてその事業に必要な資金につき、原則としてその三分の二を助成すること。

(二) 都道府県が行うこれらの資金の貸付けについては、その利率を無利子とするともに、一林業従事者等ごとの限度及び償還期間等について定めるものとする。

(三) 都道府県がこの貸付けの事業を行う場合には、当該事業の経理は、特別会計を設けて行わなければならないこととするともに、その事業の一部を森林組合連合会等に委託することができるとすること。

二 議案の修正議決理由

林業従事者等に対する林業生産高度化資金、林業労働安全衛生施設資金又は林業後継者等養成資金の貸付けを行う都道府県に対し、政府が必要な助成を行う制度を確立しようとする本案の趣旨は、おおむね妥当と認めるが、貸付金の限度額は資金の種類ごとに農林省令で定める額とすること等の修正を行うことを適当と認め、別紙のとおり修正議決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

三 本案施行に要する経費

本案施行に要する経費としては、昭和五十一年度一般会計予算(農林省所管)に林業改善資金造成等に必要な経費として十三億六千三百六十七万六千円が計上されている。

右報告する。

昭和五十一年五月六日

農林水産委員長 渡 徹郎
衆議院議長 前尾繁三郎殿

(別紙)

(小字及び一は修正)

(貸付金の限度)

第四条 前条第一項の貸付けに係る資金(以下「貸付金」という。)の一林業従事者等ごとの限度額は、林業生産高度化資金、林業労働安全衛生施設資金及び林業後継者等養成資金のそれぞれの種類ごとに、農林大臣が定める額とする。

(担保又は保証人)

第六条 第三条第一項の貸付けについては、都道府県は、貸付金の貸付けを受ける者(政令で定める者を除く。)に対し、担保を提供させ、又は保証人を立てさせなければならない。

2 前項の保証人は、貸付金の貸付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとする。

(別紙)

林業改善資金助成法案に対する附帯決議
我が国の森林、林業の果たす役割りは、国土の保全、水資源の涵養、国民の保健休養などの公益的機能確保、木材その他の林産物を持続的に供給する等、国民生活の向上を図る上できわめて重要である。

よつて政府は造林、林道等の生産基盤の整備、森林組合の事業活動の推進、林業金融制度の拡

充、林業従事者に対する社会保障の改善及び雇用の安定等について格段の努力をするとともに、本法の施行に当たっては左記事項の実現に努めるべきである。

記

一 林業改善資金の充実に図るため、林業生産の動向、資金需要の実態に即応して、貸付範囲の拡大、資金枠の確保等に努めること。

二 林業改善資金の貸付業務については、これを担当する各関係団体との連けいを緊密にし、本資金を必要とする者に対し、適正な貸付けが行われるよう、円滑な運営に努めること。

三 間伐の施業を促進するため、森林組合等の事業活動を助長するとともに、間伐材の需要の拡大及び価格の安定に資するよう各般の対策を講ずること。

四 林業における振動機械の使用に原因する白ろ病の発生状態を把握し、職業病的的確な認定、治療施設の整備拡充を図るとも、振動障害の発生防止の見地から、無振動性機械の開発を促進し、また振動機械の作業に関する労働安全衛生基準等を速やかに整備し指導を強化すること。

五 林業後継者及び林業労働に従事する者について、中高年齢者を含めこれらの者の林業経営、林業技術に関する研修施設及び研修内容の充実を図り、森林生産力の向上に努めること。

漁業再建整備特別措置法案

右

国会に提出する。

昭和五十一年二月十六日

内閣総理大臣 三木 武夫

漁業再建整備特別措置法

(目的)

第一条 この法律は、漁業の経済的諸条件の著しい変動、漁業を取り巻く国際環境の変化等に対処するため、漁業経営の維持が困難な中小漁業者がその漁業経営の再建を図るため緊急に必要なとする資金の融通の円滑化、特定の業種に係る漁業についての構造改善及び整備の推進等の措置を講ずることにより、漁業の再建整備を図ることを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「中小漁業者」とは、次に掲げる者をいう。

- 一 漁業を営む個人又は会社であつて、その常時使用する従業者の数が三百人以下であり、かつ、その使用する漁船(漁船法昭和二十五年法律第七十八号)第二条第一項に規定する漁船をいう。)の合計総トン数が三千トン以下であるもの
- 二 漁業を営む漁業協同組合
- 三 漁業生産組合

(再建計画)

第三条 漁業経営の維持が困難となつており、又は困難となるおそれの大きい中小漁業者であつてその漁業経営の再建を図らうとするものは、農林省令で定めるところにより、漁業経営再建計画(以下「再建計画」という。)を作成し、これを、政令で定める業種に係る漁業を主として営む中小漁業者にあつては農林大臣に、その政令で定める業種以外の業種に係る漁業を主として営む中小漁業者にあつてはその住所を管轄する都道府県知事に提出して、その再建計画が適当である旨の認定を受けることができる。

2 再建計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 漁業経営の状況
- 二 資産及び負債の状況
- 三 収入及び支出の状況
- 四 収入及び支出の改善措置その他の漁業経営の再建を図るために必要な措置の概要
- 五 前号の措置に必要な資金の調達及び償還に関する事項
- 六 その他農林省令で定める事項

- 3 農林大臣又は都道府県知事は、第一項の認定の申請があつた場合において、その再建計画が、申請者の漁業経営の再建を図るために適切であることその他の政令で定める基準に該当するものであると認めるときは、同項の認定をするものとする。
- 4 前三項に規定するもののほか、再建計画の認定及びその取消しに関し必要な事項は、政令で定める。

(構造改善基本方針)

第四条 農林大臣は、おおむね五年を一期として、沿岸漁業等振興法(昭和三十八年法律第六十五号)第二条第一項に規定する沿岸漁業以外の漁業の業種であつて次の各号のすべてに該当するものとして政令で定めるもの(以下「特定業種」という。)ごとに、当該特定業種に係る中小漁業について中小漁業構造改善基本方針(以下「構造改善基本方針」という。)を定めなければならない。

- 一 当該業種に係る漁業生産活動の相当部分が中小漁業者によつて行われていること。
- 二 当該業種に係る中小漁業につき、構造改善を図るとともに、これと併せて沿岸漁業等振興法第九条各号に掲げる事項に関し改善を行うことにより、経営の近代化を促進することが緊急に必要であると認められること。
- 2 構造改善基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
- 一 経営規模の拡大、生産行程についての協業化等経営の近代化に関する事項
- 二 資本構成の是正その他の財務内容の改善に関する事項
- 三 漁船その他の施設の合理化に関する事項
- 四 その他沿岸漁業等振興法第九条各号に掲げ

る事項の改善に関する基本的事項

3 農林大臣は、中小漁業に係る漁業事情、経済事情等に著しい変動があつたため特に必要があると認めるときは、構造改善基本方針を変更するものとする。

4 農林大臣は、構造改善基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、沿岸漁業等振興審議会の意見を聴かなければならない。

5 沿岸漁業等振興審議会は、沿岸漁業等振興法第十三条第一項に規定するもののほか、前項の規定によりその権限に属させられた事項を調査審議する。

6 沿岸漁業等振興審議会は、沿岸漁業等振興法第十三条第二項に規定するもののほか、前項に規定する事項に関し農林大臣に意見を述べることが出来る。

7 農林大臣は、第一項の規定により構造改善基本方針を定め、又は第三項の規定によりこれを変更したときは、その要旨を公表するものとする。

(構造改善計画)

第五条 特定業種に係る漁業を営む中小漁業者を直接又は間接の構成員(以下単に「構成員」という。)とする漁業協同組合その他の政令で定める法人(以下「漁業協同組合等」という。)は、その構成員である中小漁業者が営む特定業種に係る漁業(以下「特定業種漁業」という。)に係る経営規模の拡大、生産行程についての協業化その他

の構造改善に関する事業(以下「構造改善事業」という。)について中小漁業構造改善計画(以下「構造改善計画」という。)を作成し、これを農林大臣に提出して、その構造改善計画が適当である旨の認定を受けることができる。

2 構造改善計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 構造改善事業の目標
- 二 構造改善事業の内容及び実施時期
- 三 構造改善事業を実施するのに必要な資金の額及びその調達方法

3 農林大臣は、第一項の認定の申請があつた場合において、その構造改善計画が、当該特定業種に係る構造改善基本方針に定める経営の近代化に関する事項に照らし適切なものであることその他の政令で定める基準に該当するものであると認めるときは、同項の認定をするものとする。

4 前三項に規定するもののほか、構造改善計画の認定及びその取消しに関し必要な事項は、政令で定める。

(整備計画)

第六条 その業種に係る漁業に関連する国際環境の変化、水産資源の状況等に照らし当該漁業の使用される漁船の隻数の縮減その他当該漁業の整備を行うことが必要であるものとして政令で定める業種に係る漁業を営む漁業者を構成員とする漁業協同組合その他の政令で定める法人

は、その構成員である漁業者が営む当該漁業に使用される漁船の隻数の縮減その他の漁業の整備に関する事業(以下「整備事業」という。)について整備計画を作成し、これを農林大臣に提出して、その整備計画が適当である旨の認定を受けることができる。

2 整備計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 整備事業の目標
- 二 整備事業の内容及び実施時期
- 三 整備事業を実施するのに必要な資金の額及びその調達方法

3 農林大臣は、第一項の認定の申請があつた場合において、その整備計画が、当該漁業の存立を図るため必要なものであること(当該漁業が特定業種漁業である場合にあっては、当該特定業種に係る構造改善基本方針に定める事項に照らし適切なものであること)その他の政令で定める基準に該当するものであると認めるときは、同項の認定をするものとする。

4 前三項に規定するもののほか、整備計画の認定及びその取消しに関し必要な事項は、政令で定める。

(援助)

第七条 政府は、第五条第一項又は前条第一項の認定に係る構造改善計画又は整備計画の達成のために必要な助言、指導及び資金の融通のあつせんその他の援助を行うように努めるものとする。

る。

(助成措置)

第八条 政府は、都道府県(第三条第一項の政令で定める業種にあっては、当該業種に係る漁業を営む中小漁業者を構成員とする漁業協同組合連合会(水産業協同組合法(昭和二十三年法律第二百四十二号)第八十七条第一項第一号及び第二号の事業を行う漁業協同組合連合会を除く。)その他の農林大臣が指定する法人。以下この項において同じ。)に対し、予算の範囲内で、政令で定めるところにより、都道府県が、同法第十条第一項第一号の事業を行う漁業協同組合、同法第八十七条第一項第一号及び第二号の事業を行う漁業協同組合連合会、農林中央金庫その他政令で定める金融機関(以下「融資機関」という。)との契約により当該融資機関が貸し付けた資金につき利子補給を行うのに要する経費の全部又は一部を補助することができる。

2 前項に規定する資金は、融資機関が、第三条第一項の認定を受けた中小漁業者に対し、当該中小漁業者が当該認定に係る再建計画に従い、固定した債務の返済その他の漁業経営の再建を図るために必要な債務の整理を行うのに緊急に必要な資金として、利率年六・五パーセント以内及び政令で定めるその他の条件で貸し付ける資金とする。

(資金の貸付け)

第九条 農林漁業金融公庫又は沖縄振興開発金融

公庫は、次の各号に掲げる者に対し、その者の申請に基づき、農林漁業金融公庫法(昭和二十七年法律第三百五十五号)又は沖縄振興開発金融公庫法(昭和四十七年法律第二十一号)で定めるところにより、当該各号に定める資金の貸付けを行うものとする。

一 第五条第一項の認定を受けた漁業協同組合等、その構成員である中小漁業者であつて当該認定に係る特定業種漁業を営むもの又は当該中小漁業者を構成員とする政令で定める法人当該認定に係る構造改善計画に従い構造改善事業を実施するために必要な資金

二 第六条第一項の認定を受けた法人、その構成員である漁業者であつて当該認定に係る漁業を営むもの又は当該漁業者を構成員とする政令で定める法人 当該認定に係る整備計画に従い整備事業を実施するために必要な資金(合併等の場合の特例)

第十条 農林大臣は、政令で定めるところにより、第五条第一項の認定を受けた漁業協同組合等の構成員である中小漁業者(漁業協同組合及び法人税法(昭和四十年法律第三十四号)別表第三に掲げる漁業生産組合を除く。以下この条及び次条において同じ。)であつて特定業種漁業を営むものに対し、その者が当該認定に係る構造改善計画に従つて、特定業種漁業を営む他の法人である中小漁業者と合併し、又は特定業種漁業を営む他の法人である中小漁業者に対して出

資し、若しくは特定業種漁業を営む他の中小漁業者とともに出資して特定業種漁業を営む法人(会社及び同表に掲げる漁業生産組合以外の漁業生産組合に限る。)を設立することにより、当該特定業種漁業を営む中小漁業者の経営の近代化が著しく促進されることとなると認められる旨の認定をすることができる。

2 農林大臣は、前項の規定による出資をする特定業種漁業を営む中小漁業者であつて法人であるものに対し同項の認定をする場合には、政令で定めるところにより、その者に対し、当該出資に係る資産が当該出資を受ける法人又は当該出資に基づいて設立される法人の営む特定業種漁業の用に供するため必要なものである旨の認定を併せてすることができる。

3 前二項の認定を受けた中小漁業者、第一項の認定に係る合併後存続する法人若しくは当該合併により設立した法人又は同項の認定に係る出資を受けた法人若しくは当該出資に基づいて設立された法人については、租税特別措置法(昭和三十三年法律第二十六号)で定めるところにより、法人税又は登録免許税を軽減する。(減価償却の特例)

第十一条 第五条第一項の認定を受けた漁業協同組合等の構成員である中小漁業者であつて特定業種漁業を営むものは、租税特別措置法で定めるところにより、その有する固定資産について特別償却をすることができる。

(就職のあつせん等)

第十二条 政府は、漁業を取り巻く国際環境の変化等に対処するために実施された漁船の隻数の縮減に伴い離職を余儀なくされた者の就職を促進するため、就職のあつせん、職業訓練の実施その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(職業転換給付金)

第十三条 政府は、他の法令の規定に基づき支給するものを除くほか、前条に規定する者のうち政令で定める業種に係る漁業に従事していた者であつて船員職業安定法(昭和二十三年法律第百三十号)第六条第一項に規定する船員となろうとするものがその有する能力に適合する職業に就くことを容易にし、及び促進するため、求職者又は事業主に対して、次に掲げる給付金(以下「職業転換給付金」という。)を支給することができる。

一 求職者の求職活動の促進とその生活の安定とを図るための給付金
二 求職者の知識及び技能の習得を容易にするための給付金

三 就職又は知識若しくは技能の習得をするための移転に要する費用に充てるための給付金
四 前三号に掲げる給付金以外の給付金であつて、政令で定めるもの

2 職業転換給付金の支給に必要の基準は、運輸省令で定める。

3 前項の基準の作成及びその運用に当たつては、他の法令の規定に基づき支給する給付金でこれに類するものとの関連を十分に参酌し、求職者の雇用が促進されるように配慮しなければならない。

(雇用対策法の準用)

第十四条 雇用対策法(昭和四十一年法律第百三十二号)第十六条及び第十七条の規定は、職業転換給付金について準用する。

(私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律)の適用除外)

第十五条 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和二十二年法律第五十四号)の規定は、第六条第一項の認定に係る整備計画及びこれに基づいてする行為については、適用しない。ただし、不公正な取引方法を用いるときは、この限りでない。

(公正取引委員会との関係)

第十六条 農林大臣は、第六条第一項の認定をしようとするときは、公正取引委員会に協議しなければならない。

(報告の徴収)

第十七条 農林大臣又は都道府県知事は、第三条第一項の認定を受けた中小漁業者に対し、再建計画の実施状況について必要な報告を求めることができる。

2 農林大臣は、第五条第一項の認定を受けた漁業協同組合等又は第六条第一項の認定を受けた

の農林漁業金融公庫法第十八条第三項及び別表第二の第八号の規定により農林漁業金融公庫が締結した貸付契約に係る貸付金については、な

お従前の例による。

(總理府設置法の一部改正)

8 總理府設置法(昭和二十四年法律第二百二十七号)の一部を次のように改正する。

第十五条第一項の表沿岸漁業等振興審議会の項中「中小漁業振興特別措置法(昭和四十二年法律第五十九号)」を「漁業再建整備特別措置法(昭和五十一年法律第 号)」に、「行なう」を「行う」に改める。

理 由

漁業の経済的諸条件の著しい変動等に対処して、漁業の再建整備を図るため、中小漁業者がその漁業経営の再建を図るため緊急に必要とする資金の融通の円滑化、特定の業種に係る漁業についての構造改善及び整備の推進等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

漁業再建整備特別措置法案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

本案は、我が国漁業をめぐる経済的諸条件の著しい変動及び国際環境の変化等に対処して、漁業の再建整備を図るための措置等を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

(一) 漁業経営再建のための措置

漁業経営が困難な中小漁業者で、その経営の再建を図ろうとする者は、漁業経営再建計画を作成し、農林大臣又は都道府県知事の認定を受けて、その固定化債務の整理等のために緊急に必要な低利資金の融通を受けることができることとする。この場合において、政府は、都道府県又は漁業協同組合連合会等が行う当該融資に係る利子補給に必要な経費について補助することができるとする。

(二) 中小漁業の構造改善

中小漁業振興特別措置法は廃止することとし、引き続き、本案に基づき構造改善を図ることにより経営の近代化を促進することが緊急に必要なものとして政令で定める業種に係る漁業を営む中小漁業者を構成員とする漁業者団体は、国の定める基本方針に従って構造改善計画を作成することができることとする。

これに従って構造改善事業を実施する中小漁業者等は、農林漁業金融公庫から必要な長期、低利資金の融通を受けることができるとともに、税制上の特例措置を受けることができることとする。

(三) 漁業の整備(自主減船のための措置)

国際環境の変化、水産資源の状況等に照らし、漁船の隻数の縮減を行うことが必要なものとして政令で定める業種に係る漁業を営む

漁業者を構成員とする漁業者団体は、漁船の隻数の縮減等についての整備計画を作成することができるとする。これに従って整備事業を実施する漁業者等は、農林漁業金融公庫から必要な長期、低利資金の融通を受けることができることとする。

(四) 漁業離職者対策

漁船の隻数の縮減に伴い離職を余儀なくされた漁業離職者に対し、就職のあつせん等に努めるとともに職業転換給付金の支給等の措置を講ずることとする。

二 議案の可決理由

漁業をめぐる諸条件の著しい変動等に対処して、漁業の再建整備を図るための措置等を講じようとする本案の趣旨は妥当と認め、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対しては、日本共産党・革新共同の中川利三郎君より、修正案が提出されたが、少数をもつて否決された。

この修正案に対しては、国会法第五十七条の三の規定に基づき、内閣を代表して安倍農林大臣から「政府としては、賛成しがたい。」旨の意見が述べられた。

また、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

三 本案施行に要する経費

昭和五十一年度一般会計予算(農林省所管)に

漁業経営対策に必要な経費十三億二千二百六十二万九千円のうち、漁業経営維持安定資金利子補助等補助金三億二千二百二十万二千円、減船処理補助金三千六十二万七千円が計上されている。

また、運輸省所管として、漁業離職者職業転換給付金八百二十二万二千円、労働省所管として、職業転換対策事業費百四十七億二千四百七十七万三千円のうち、特定の漁業離職者等に対する就職促進手当の支給に必要な経費等六千五百十万円がそれぞれ計上されている。

昭和五十一年五月六日

農林水産委員長 湊 徹郎

衆議院議長 前尾繁三郎殿

〔別紙〕

漁業再建整備特別措置法案に対する附帯決議

最近における我が国漁業は、国連海洋法会議の動向等に見られるように厳しい国際環境の下で生産の停滞、魚価の相対的な低迷、漁業用資材特に燃油価格の高騰等により、その経営は極めて深刻な条件下に置かれており、漁業が食料産業として国民に対し水産物を安定的に供給する使命を果たすことは容易ならざる事態に直面している。

よつて、政府は、本法の施行に当たり左記事項の実現に努めるべきである。

記

一 厳しい国際環境の変化、深刻な漁業経営の実

態等を踏えて、国民食糧確保の立場から、改めて水産物の需要と生産の長期見通しを作成すること。

二 水産物の適正な価格形成を確保するため、当面は予算措置による水産物調整保管事業の拡充強化及び魚価安定基金による無利子貸付等を行うこととしているが、今後においては魚価安定のための制度の確立等について検討し、その実効を期すること。

三 漁業の整備(減船措置)に当たっては、業種の実情に即して積極的な直接補助を伴う強力な施策を行うとともに、いやくも失職者を出さないよう万全を期すること。

なお、整備計画を進めるに当たっては、指定された業種全体に亘つて実施できるよう強力な指導を行うこと。

右決議する。

中小漁業融資保証法の一部を改正する法律案

右

国会に提出する。

昭和五十一年二月十六日

内閣総理大臣 三木 武夫

中小漁業融資保証法の一部を改正する法律案
中小漁業融資保証法(昭和二十七年法律第三百四十六号)の一部を次のように改正する。

目次中「第六十九条」を「第七十八条」に改め、「第

三章 中小漁業融資保証保険(第七十条―第七十八条)を削り、「第四章」を「第三章」に改める。

目次中「第四節 業務(第六十六条―第六十四条)」

を「第四節 業務(第六十六条―第八十一条)」

を「第一款 通則(第六十六条―第八十一条)」

第二款 保証保険(第八十一条の二―第八十八

第三款 融資保証(第八十九―第九十四

条の十)に改める。

「」

目次中「第五章」を「第四章」に、「第六章」を「第

五章」に改める。

第一条中「その債務を保証し、かつ、その保証

につき政府が保証を行う制度を確立するとともに

に、その健全かつ円滑な運営に資するための措置

を講じ」を「その債務を保証する制度及び中央漁業

信用基金がその保証等につき保証を行うとともに

その保証につき必要な資金の融通を行う制度を確

立し」に改める。

第二十一条第十号中「中小漁業融資保証保険」を

「第六十六条第一号に規定する保証保険」に改める。

第四十三条中「政府」を「中央漁業信用基金」に

「第七十四条」を「第八十一条の七」に改める。

第四十三条の二第一項中「第六十六条第二号」を

「第六十六条第三号」に改める。

第三章の章名を削る。

第六十九条から第七十八条までを次のように改

める。

第六十九条から第七十八号まで 削除

「第四章 中央漁業信用基金」を「第三章 中央

漁業信用基金」に改める。

第七十九条中「農林中央金庫が行う漁業近代化

資金等に係る貸付け等」を「協会が行う漁業近代化

資金等に係る債務の保証等」に、「その行う債務の

保証の業務」を「当該業務」に、「円滑な融通を図

る」を「融通を円滑にする」に改める。

第一百五条中「刑法」の下に「(明治四十年法律第四

十五号)」を加える。

第六十六条の前に次の款名を付する。

第一款 通則

第六十六条第三号中「前二号」を「前三号」に改め、

漁業信用基金」に改める。

第七十九条中「農林中央金庫が行う漁業近代化

資金等に係る貸付け等」を「協会が行う漁業近代化

資金等に係る債務の保証等」に、「その行う債務の

保証の業務」を「当該業務」に、「円滑な融通を図

る」を「融通を円滑にする」に改める。

第一百五条中「刑法」の下に「(明治四十年法律第四

十五号)」を加える。

第六十六条の前に次の款名を付する。

第一款 通則

第六十六条第三号中「前二号」を「前三号」に改め、

同号を同条第四号とし、同条第二項を同条第三号

とし、同条第一号中「第九十一条から第十四条ま

で」を「第三款」に改め、同号を同条第二項とし、

同条に第一号として次の一号を加える。

一 保証保険(次款の規定による保証をいう。

以下同じ。)

第七十七条第一項中「主務大臣の認可を受けて」を

「業務方法書の定めるところにより」に、「前条第

一号」を「保証保険に係る保証契約の締結及び融資

保証」に改める。

第八十一条第二項第一号を次のように改める。

一 保証関係が成立する保証及び貸付け又は手

形の割引の範囲

第八十一条第二項第三号を同項第八号とし、同項

第二号中「第六十六条第二号」を「第六十六条第三号」に

改め、同号を同項第七号とし、同項第一号の次に

次の五号を加える。

二 保険事故

三 保険金額の保険価額に対する割合

四 保険料に関する事項

五 保険金に関する事項

六 回収金の納付その他被保険者の守るべき条

件に関する事項

第八十一条の次に次の一款及び款名を加える。

第二款 保証保険

(保険契約)

第八十一条の二 中央基金は、事業年度の半期ごと

に、協会を相手方として、その協会が漁業近代

化資金等に係る借入れ(手形の割引を受けるこ

とを含むものとし、一の借入れに係る借入金

額又は一の手形の割引に係る手形金額が政令で

二 保険事故

三 保険金額の保険価額に対する割合

四 保険料に関する事項

五 保険金に関する事項

六 回収金の納付その他被保険者の守るべき条

件に関する事項

第八十一条の次に次の一款及び款名を加える。

第二款 保証保険

(保険契約)

第八十一条の二 中央基金は、事業年度の半期ごと

に、協会を相手方として、その協会が漁業近代

化資金等に係る借入れ(手形の割引を受けるこ

とを含むものとし、一の借入れに係る借入金

額又は一の手形の割引に係る手形金額が政令で

定める額未満のものを除く。による債務の保証

をすることにより、その協会が借入金(手形の

割引の場合には、手形債務)及び遅延利息以外

の利息(借入期間が政令で定める期間以上であ

る借入金に係るものに限り。)で政令で定めるも

の(以下「借入金等」という。)につき保証をした

金額の総額が一定の金額に達するまで、その保

証につき、中央基金とその協会との間に保険関

係が成立する旨を定める契約を締結することが

できる。

2 中央基金は、事業年度の半期ごとに、協会を

相手方として、その協会が漁業近代化資金等に

係る借入れ(手形の割引を受けることを含むも

のとし、一の借入れに係る借入金の額又は一の

手形の割引に係る手形金額が前項の政令で定める額未満のものに限る。による債務の保証をしたことを中央基金に通知することにより、その協会が借入金等につき保証をした金額の総額が一定の金額に達するまで、その保証につき、中央基金とその協会との間に保険関係が成立する旨を定める契約を締結することができる。

3 前二項の保険関係においては、協会が借入金等につき保証をした金額を保険価額とし、協会が被保証人に代わつてする借入金等の全部又は一部の弁済(手形の割引の場合には、支払。以下この款において同じ。)を保険事故とし、保険価額に一定の率を乗じて得た金額を保険金額とする。

4 前項の一定の率は、地方公共団体が会員となつてある協会であつて政令で定めるものについては、百分の七十(公害防止施設の設置の費用その他の公害防止に要する費用で主務大臣が指定するものに充ててするために必要な資金(以下「公害防止資金」という。)に係る保険関係にあつては、百分の八十)とし、その他の協会については、百分の五十(公害防止資金に係る保険関係にあつては、百分の六十)とする。

(保険料)

第百八条の三 保険料の額は、保険金額に年百分の三以内で政令で定める率を乗じて得た額とする。

(保険金)

第百八条の四 中央基金が第百八条の二第一項又は第二項の保険関係に基づいて支払うべき保険金の額は、協会が被保証人に代わつて弁済をした借入金等の額から協会がその支払の請求をする時までに被保証人に対する求償権(弁済をした日以後の利息及び避けることができなかった費用その他の損害の賠償に係る部分を除く。以下この条において同じ。)を行使して取得した額を控除した残額に、第百八条の二第三項の一定の率を乗じて得た額とする。

2 前項の求償権を行使して取得した額は、協会が借入金等のほか第百八条の二第一項の政令で定める利息以外の利息又は費用についても弁済をしたときは、求償権を行使して取得した総額に、弁済をした借入金等の額の総弁済額に対する割合を乗じて得た額とする。

(保険金支払の請求)

第百八条の五 協会は、保険事故の発生の日から一月を経過した後でなければ、保険金の支払の請求をすることができない。

2 協会は、保険事故の発生の日から一年三月を経過した後は、前項の請求をすることができない。

3 中央基金は、特別の事由がある場合を除き、第一項の請求のあつた日から三十日以内に保険金を支払うものとする。

(協会の求償)

第百八条の六 協会は、第百八条の二第一項又は

第二項の保険関係が成立した保証に基づき被保証人に代わつて弁済をした場合には、その求償に努めなければならない。

(回収金の納付)

第百八条の七 保険金の支払を受けた協会は、その支払の請求をした後当該被保証人に対する求償権(協会が当該被保証人に代わつて弁済をした日以後保険金の支払を受けた日の前日までの利息及び避けることができなかった費用その他の損害の賠償に係る部分を除く。以下この条において同じ。)を行使して取得した額(協会が借入金等のほか、第百八条の二第一項の政令で定める利息以外の利息又は費用についても弁済をしたときは、求償権を行使して取得した総額に、当該弁済をした借入金等の額の当該弁済総額に対する割合を乗じて得た額)に、当該支払を受けた保険金の額の当該保険金に係る第百八条の四第一項に規定する残額に対する割合を乗じて得た額を中央基金に納付しなければならない。

(契約の解除等)

第百八条の八 中央基金は、協会がこの法律若しくはこれに基づく命令の規定又は第百八条の二第一項若しくは第二項の保険契約の条項に違反したときは、同条第一項若しくは第二項の保険関係に基づく保険金の全部若しくは一部を支払わず、若しくは当該保険金の全部若しくは一部を返還させ、又は将来にわたつて保険契約を解除することができる。

除することができる。

(災害資金に関する特例)

第百八条の九 第百八条の二第一項又は第二項の保険関係(公害防止資金及び次条に規定する資金に係る保険関係を除く。)であつて、次に掲げる者の事業(第二号に掲げる者にあつては、その直接又は間接の構成員たる第一号に掲げる者の事業)の再建に必要な資金で主務大臣が指定するもの(以下「災害資金」という。)に係る債務の保証に係るものにおいては、第百八条の二第三項の一定の率は、同条第四項の規定にかかわらず、同項の政令で定める協会については百分の八十とし、その他の協会については百分の六十とする。

一 主務大臣が指定する暴風、豪雨、高潮、津波その他の災害を受け、かつ、主務大臣が指定する地域内に住所又は事業場を有する中小漁業者等であつて、当該災害による損失額が主務大臣が定める基準に該当することについてその住所又は事業場の所在地を管轄する市町村長又は特別区の区長の認定を受けたもの

二 前号に掲げるもののほか、その直接又は間接の構成員のうちに同号に掲げる者を含む水産業協同組合

(緊急融資資金に関する特例)

第百八条の十 第百八条の二第一項又は第二項の保険関係(公害防止資金及び災害資金に係る保

險関係を除く。)であつて、漁業再建整備特別措置法(昭和五十一年法律第 号)第八條第一項に規定する資金その他漁業経営に関する事情の著しい変化により事業活動に支障を生じている中小漁業者等に対しその事業活動の継続を図るため緊急に融資される資金のうち国の助成に係る利子補給が行われる資金で主務大臣が指定するものに係る債務の保証に係るものにおいては、第百八条の二第三項の一定の率は、同条第四項の規定にかかわらず、百分の八十とする。

第三款 融資保険

第百九条第三項中「漁業再建整備特別措置法第八條第一項を「前条」に改める。

第百一一条中「漁業再建整備特別措置法第八條第一項を「第百八条の二」に改める。

第百一十四条中「第七十三條」を「第百八条の五」に、「第七十六條」を「第百八条の八」に、「第七十七條第一項若しくは第二項」を「第百八条の二第一項若しくは第二項」に改める。

第百一十九条第三項中「融資保険の事業と第百六条第二号の貸付けの事業とを」を「保証保険の事業、融資保険の事業及び第百六条第三号の貸付けの事業をそれぞれ」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「第百六条第二号」を「第百六条第三号」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項中「保険資金に」を「当該保険資金に」改め、同項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

中央基金は、保証保険の事業に関して、保険資金を設け、政府が当該保険資金に充てらるべきものとして示して出資した額に相当する金額をもつてこれに充てなければならない。

「第五章 雑則」を「第四章 雑則」に改める。
「第六章 罰則」を「第五章 罰則」に改める。
第百二十九条第一項中「五万円」を「十万円」に改める。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、目次中「第六十九條」を「第七十八條」に改め、「第三章 中小漁業融資保証保険(第七十條 第七十八條)」を削り、「第四章」を「第三章」に改める改正規定、目次中「第五章」を「第四章」に、「第六章」を「第五章」に改める改正規定、第一条、第二十一条第十号及び第四十三條の改正規定、第三章の章名を削る改正規定、第六十九條から第七十八條までの改正規定、「第四章 中央漁業信用基金」を「第三章 中央漁業信用基金」に改める改正規定、第百五條の改正規定、「第五章 雑則」を「第四章 雑則」に改める改正規定並びに「第六章 罰則」を「第五章 罰則」に改める改正規定並びに次条、附則第三条及び附則第五条から附則第九条までの規定は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(中小漁業融資保証特別会計法の廃止)

第二条 中小漁業融資保証特別会計法(昭和二十七年法律第三百四十七号。以下「特別会計法」という。)は、廃止する。

2 中小漁業融資保証特別会計(以下「特別会計」という。)の昭和五十一年四月一日に始まる会計年度は、特別会計法の廃止の日の前日に終わるものとする。

3 特別会計の昭和五十一年度以前の年度の決算の処理に関しては、なお従前の例による。

(特別会計に属する権利義務の承継等)

第三条 特別会計法の廃止の際現に特別会計に属する権利及び義務は、その廃止の時において、改正後の中小漁業融資保証法(以下「新法」という。)により新法第百六条第一号に規定する保証保険を行うこととなる中央漁業信用基金(以下「中央基金」という。)が承継する。

2 前項の規定により中央基金が特別会計に属する権利及び義務を承継したときは、その承継に係る特別会計の資産の価額からその承継に係る特別会計の負債の価額を控除した残額に相当する金額は、その承継の時において政府から中央基金に新法第百九条第一項の保険資金に充てらるべきものとして出資されたものとする。

(緊急融資資金に関する特例)

第四条 この法律の施行の日から附則第一条ただし書の政令で定める日の前日までの間は、中小漁業融資保証法第七十六條の三の規定の適用に

つては、同条中「漁業再建整備特別措置法(昭和五十一年法律第 号)第八條第一項に規定する資金」とあるのは、「漁業再建整備特別措置法(昭和五十一年法律第 号)第八條第一項に規定する資金その他漁業経営に関する事情の著しい変化により事業活動に支障を生じている中小漁業者等に対しその事業活動の継続を図るため緊急に融資される資金のうち国の助成に係る利子補給が行われる資金で主務大臣が指定するもの」とする。

(経過措置)

第五条 第六十九條から第七十八條までの改正規定の施行の際現に成立している中小漁業融資保証法の関係は、新法第三章第四節第二款の規定により成立した保険関係とみなす。

2 前項の規定により新法第三章第四節第一款の規定により成立した保険関係とみなされた保険関係のうち漁業近代化資金助成法及び中小漁業融資保証法の一部を改正する法律(昭和四十九年法律第四十八号)附則第三条に規定する保険関係に該当する保険関係についての新法第百八条の二第三項及び第四項、第百八条の四並びに第百八条の七の規定の適用については、新法第百八条の二第三項中「借入金等」とあるのは「借入金」と、同条第四項中「百分の七十(公害防止施設の設置の費用その他の公害防止に要する費用で主務大臣が指定するものに充てらるために必要な資金(以下「公害防止資金」という。))に係る

保険関係にあつては、百分の八十」とあるのは「百分の七十」と、「百分の五十(公害防止資金に係る保険関係にあつては、百分の六十)」とあるのは「百分の五十」と、新法第百八条の四第一項中「借入金等」とあるのは「借入金」と、同条第二項及び新法第百八条の七中「借入金等」とあるのは「借入金」と、「第百八条の二第一項の政令で定める利息以外の利息」とあるのは「利息」とする。

第六条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(退職職員に支給する退職手当支給の財源に充てるための特別会計等からする一般会計への繰入及び納付に関する法律の一部改正)

第七条 退職職員に支給する退職手当支給の財源に充てるための特別会計等からする一般会計への繰入及び納付に関する法律(昭和二十五年法律第六十二号)の一部を次のように改正する。

第一条中「中小漁業融資保証特別会計」を削る。

(漁業近代化資金助成法の一部改正)

第八条 漁業近代化資金助成法(昭和四十四年法律第五十二号)の一部を次のように改正する。

第七条第二号中「第七十四条」を「第百八条の七」に、「政府」を「中央漁業信用基金」に改める。

(農林省設置法の一部改正)

第九条 農林省設置法(昭和二十四年法律第百五十三号)の一部を次のように改正する。

第三条第八号中「中小漁業融資保証保険事業」を削る。

第四條第六十六号中「中小漁業融資保証保険事業」を削り、「行なう」を「行う」に改める。

第七十七條中第九号を削り、第九号の二を第九号とし、同条第十号中「及び中小漁業融資保証保険特別会計」を削り、「行なう」を「行う」に改める。

理 由

最近における漁業事情等の推移にかんがみ、中小漁業者等の漁業経営等に必要資金の融通の円滑化を推進するため、政府が行っている中小漁業融資保証保険の業務を中央漁業信用基金に行わせることとするともに、中小漁業融資保証保険特別会計を廃止して、当該特別会計に属する権利義務を中央漁業信用基金に承継させる等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

中小漁業融資保証法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

本案は、最近における漁業事情等の推移に対応して、中小漁業融資保証制度の改善を行い、中小漁業者等の漁業経営等に必要資金の融通の円滑化を推進しようとするものであつて、その主な内容は次のとおりである。

(一) 中央漁業信用基金の業務の拡充

漁業信用基金協会が行う債務の保証につき、政府が中小漁業融資保証保険特別会計において行っている保証保険の業務を中央漁業信用基金に行わせることとし、これに伴い、政府の保証保険に係る規定を削除し、中小漁業融資保証保険特別会計を廃止するとともに、同会計に属する一切の権利義務を中央漁業信用基金に承継させることとする。

(二) 緊急融資資金に関する特例の新設

漁業再建整備特別措置法案の規定に基づき、中小漁業者の漁業経営の再建を図るために融資される資金その他国の助成に係る利子補給を受けて緊急に融資される資金のうち、主務大臣の指定するものに係る保証保険及び融資保険のてん補率を百分の八十(従来は、地方公共団体の基金協会に対する出資の多少によつて百分の七十又は百分の五十)に引き上げることとする。

二 議案の可決理由

中小漁業融資保証制度の改善を行い、中小漁業者等の漁業経営等に必要資金の融通の円滑化を推進しようとする本案の趣旨は妥当と認め、全会一致をもつて原案のとおり可決すべきものと議決した。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

三 本案施行を要する経費

昭和五十一年度一般会計予算(農林省所管)に

中小漁業融資保証事業助成に必要な経費八億三千三百万円(漁業信用基金協会出資補助金五億八千五百万円、中央漁業信用基金出資金二億四千八百万円)及び漁業経営対策に必要な経費十三億二千二百六十二万九千円のうち、漁業信用基金協会出資補助金六億円、中央漁業信用基金出資金七千万円が計上されている。

右報告する。

昭和五十一年五月六日

農林水産委員長 湊 徹郎

衆議院議長 前尾繁三郎殿

(別紙)

中小漁業融資保証法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、我が国漁業をめぐる内外の厳しい諸情勢にかんがみ、本法の施行に当たり、左記事項の実現に努めるべきである。

記

一 漁業経営維持安定資金及び漁業用燃油対策特別資金の円滑なる融通を図り、また、両資金の保証に伴う事故の多発に対処する等のため、中央漁業信用基金及び漁業信用基金協会に対する出資金、出資補助金の確保、増大について万全を期すること。

二 両資金の融通に当たつては、漁業者の経営の実態と立場を十分考慮し、折角の制度が実効を伴わない事態とならないよう強力な行政指導を行うこと。

昭和五十一年五月七日 衆議院會議録第十六号

漁船船主責任保険臨時措置法案及び同報告書

四七八

右決議する。

漁船船主責任保険臨時措置法案

右

国会に提出する。

昭和五十一年二月十六日

内閣総理大臣 三木 武夫

漁船船主責任保険臨時措置法

目次

- 第一章 総則(第一条・第二条)
第二章 漁船保険組合の漁船船主責任保険事業等(第三条 第十七条)
第三章 漁船保険中央会の再保険事業(第十八条 第二十三条)
第四章 雑則(第二十四条—第二十六条)
第五章 罰則(第二十七条)
附則

第一章 総則

(趣旨)

第一条 この法律は、漁船の運航に伴つて生ずることのある漁船の所有者又は借受人の費用及び責任等を漁業経営の安定を図る見地から適切に保険する制度の確立に資するため、漁船保険組合による漁船船主責任保険事業等及び漁船保険中央会によるこれらの事業に係る保険責任についての再保険事業を試験的に実施するための必要な措置を定めるものとする。

(定義)

第二条 この法律において「漁船」とは、漁船損害補償法(昭和二十七年法律第二十八号)第三条第一項に規定する漁船をいう。

2 この法律において「漁船船主責任保険」とは、戦争、変乱その他農林省令で定める特殊な事由によるものを除き、漁船の所有者又は借受人が、その所有し、借り受け、若しくは用船し、若しくは回航を請け負う漁船の運航に伴つて生じた費用で自己が負担しなければならないものを負担し、又は当該漁船の運航に伴つて生じた損害につき自己の賠償責任に基づき賠償することによる損害をてん補する保険をいう。

3 この法律において「漁船乗組船主保険」とは、漁船の所有者又は借受人であつてその所有し又は借り受ける漁船の乗組員であるものにつき当該漁船の運航に伴つて死亡その他の農林省令で定める事故が生じた場合に一定の金額を支払う保険をいう。

第二章 漁船保険組合の漁船船主責任保険事業等

(漁船船主責任保険事業等)

第三条 漁船保険組合は、漁船損害補償法第四条の規定により漁船保険事業を行うほか、この法律で定めるところにより、漁船船主責任保険事業及び漁船乗組船主保険事業を行うことができる。ただし、漁船乗組船主保険事業は、漁船船主責任保険事業と併せて行うのでなければ、こ

れを行うことができない。

(認可)

第四条 漁船保険組合は、漁船船主責任保険事業又は漁船乗組船主保険事業を行うとき又は農林省令で定めるところにより、事業計画及び漁船船主責任保険約款又は漁船乗組船主保険約款を定め、農林大臣の認可を受けなければならない。

2 漁船保険組合は、前項の認可の申請をするには、あらかじめ、その事業計画及び漁船船主責任保険約款又は漁船乗組船主保険約款につき、總會又は総代会の議決を経なければならない。

3 第一項の認可は、漁船保険組合が行う漁船船主責任保険事業又は漁船乗組船主保険事業が第一条に規定する制度の確立に資することとなるように効率的に行われることを旨としてしなければならない。

(事業計画の遵守)

第五条 前条第一項の認可を受けた漁船保険組合

(以下「認可組合」という。)は、その事業計画に従つて漁船船主責任保険事業又は漁船乗組船主保険事業を行わなければならない。

(事業計画等の変更)

第六条 認可組合は、その事業計画又は漁船船主責任保険約款若しくは漁船乗組船主保険約款を変更しようとするときは、その変更につき、農林大臣の認可を受けなければならない。

2 第四条第二項及び第三項の規定は、前項の認

可について準用する。

(認可の取消し)

第七条 農林大臣は、認可組合が漁船船主責任保険事業又は漁船乗組船主保険事業に係る業務又は会計につき法令、法令に基づいてする行政庁の処分又は漁船船主責任保険約款若しくは漁船乗組船主保険約款に違反したときは、第四条第一項の認可を取り消すことができる。

(被保険者の資格)

第八条 漁船船主責任保険の被保険者たる資格を有する者は、漁船の所有者又は借受人(これらの者が当該漁船以外の漁船を用船し又は当該漁船以外の漁船につき回航を請け負う者であるときは、漁船船主責任保険約款で定める要件に該当する場合に限る。)とする。

2 漁船乗組船主保険の被保険者たる資格を有する者は、漁船の所有者又は借受人であつてその所有し又は借り受ける漁船の乗組員であるものとする。

(保険契約者の資格)

第九条 漁船船主責任保険の保険契約を認可組合との間に締結することができる者は、漁船の所有者又は借受人であつて次の各号のいずれかに該当する者であるものとし、当該保険契約の成立によつて被保険者となる者に限るものとする。

一 当該認可組合の組合員(漁船損害補償法第九十六条第二項(同条第三項及び同法第九十

六条の二第三項において準用する場合を含む。又は同法第九十六条の三第二項の規定により組合員とみなされる者を含む。次号において同じ。)

二 当該認可組合の組合員以外の者であつて、

当該認可組合の区域内にその者の住所又は当該漁船の主たる根拠地があるもの

2 漁船乗組船主保険の保険契約を認可組合との間に締結することができる者は、漁船乗組船主保険の被保険者たる資格を有する者であつて前項各号のいずれかに該当する者であるものとし、当該保険契約の成立によつて被保険者となる者に限るものとする。

(漁船乗組船主保険の保険契約の締結の制限)

第十条 認可組合は、漁船船主責任保険を申し込む者が併せて漁船乗組船主保険を申し込む場合又は漁船船主責任保険を当該認可組合との間で締結している者(第十二条の規定によりその者の当該保険関係に關して有する権利義務を承継した者を含む。)が漁船乗組船主保険を申し込む場合でなければ、その者と漁船乗組船主保険の保険契約を締結してはならない。

(保険契約の成立)

第十一条 漁船船主責任保険の保険契約又は漁船乗組船主保険の保険契約は、当該保険契約を認可組合との間に締結することができる者から当該認可組合が保険料(漁船船主責任保険約款又は漁船乗組船主保険約款の定めるところに従い

保険料の分割支払がされる場合にあつては、保険料のうちその第一回の支払に係るもの)を受け取つた時に成立する。

(漁船船主責任保険の保険関係に關する権利義務の承継)

第十二条 漁船船主責任保険の保険契約に係る漁船の譲受人は、認可組合に通知して、譲渡人が当該漁船に係る当該保険関係に關して有する権利義務を承継することができる。ただし、認可組合が、正当な事由により、当該通知を受けた後直ちに当該譲受人に通知してその承継を拒んだときは、この限りでない。

2 前項の規定は、漁船船主責任保険の保険契約に係る漁船につき、相続その他の包括承継又は遺贈があつた場合について準用する。

(保険期間)

第十三条 漁船船主責任保険の保険期間及び漁船乗組船主保険の保険期間は、それぞれ一年とする。ただし、認可組合は、農林省令で定めるところにより、漁船船主責任保険約款又は漁船乗組船主保険約款で別段の定めをすることができ

(純保険料率)

第十四条 漁船船主責任保険の純保険料率及び漁船乗組船主保険の純保険料率は、認可組合が、漁船船主責任保険の保険責任及び漁船乗組船主保険の保険責任に係る危険の態様を勘案して、漁船船主責任保険約款及び漁船乗組船主保険約

款でそれぞれ定める割合とする。

(認可組合の責任)

第十五条 認可組合は、漁船船主責任保険においては、戦争、変乱その他第二条第二項の農林省令で定める特殊な事由によるものを除き、漁船の所有者又は借受人が、その所有し、借り受け、若しくは用船し、若しくは回航を請け負う漁船の運航に伴つて生じた費用で自己が負担しなればならないものを負担し、又は当該漁船の運航に伴つて生じた損害につき自己の賠償責任に基づき賠償することによる損害をてん補する。

2 認可組合は、漁船乗組船主保険においては、漁船の所有者又は借受人であつてその所有し又は借り受ける漁船の乗組員であるものにつき当該漁船の運航に伴つて死亡その他の第二条第三項の農林省令で定める事故が生じた場合に一定の金額を支払う。

3 前二項の規定によりてん補すべき損害の範囲及び支払うべき金額の基準に關して必要な事項は、農林省令で定める。

(経理の区分)

第十六条 認可組合は、漁船損害補償法第五十五条の二の規定によるほか、漁船船主責任保険事業と漁船乗組船主保険事業とを区分して経理するとともに、これらの事業を他の事業と区分して経理しなければならない。

(漁船損害補償法及び商法の準用等)

第十七条 漁船損害補償法第四十四条第四項及び第五項の規定は、漁船船主責任保険約款又は漁船乗組船主保険約款について準用する。この場合において、これらの規定の準用に關し必要な技術的読替えは、政令で定める。

2 漁船損害補償法第五十一条、第九十三条から第九十五条まで、第九十七条から第九十九条まで及び第百七条から第百九条まで並びに商法(明治三十二年法律第四十八号)第六百四十四条、第六百四十五条、第六百四十七条、第六百四十八条、第六百五十二条、第六百六十二条及び第六百六十三条の規定は、漁船船主責任保険事業又は漁船乗組船主保険事業について準用する。この場合において、これらの規定の準用に關し必要な技術的読替えは、政令で定める。

3 認可組合が漁船船主責任保険事業又は漁船乗組船主保険事業を行う場合における漁船損害補償法第八十五条及び第八十六条第一項の規定の適用については、同法第八十五条第一項中「又は定款」とあるのは、「定款、漁船船主責任保険約款又は漁船乗組船主保険約款」と、同条第二項及び同法第八十六条第一項中「若しくは定款」とあるのは、「定款、漁船船主責任保険約款若しくは漁船乗組船主保険約款」とする。

第三章 漁船保険中央会の再保険事業

(再保険事業)
第十八条 漁船保険中央会(以下「中央会」とい

う。は、漁船損害補償法第三十二条に規定する事業のほか、この法律で定めるところにより、漁船船主責任保険及び漁船乗組船主保険に係る再保険事業を行うことができる。

(認可)

第十九条 中央会は、前条の再保険事業を行おうとするときは、農林省令で定めるところにより、再保険約款を定め、農林大臣の認可を受けなければならない。

2 中央会は、前項の認可の申請をするには、あらかじめ、その再保険約款につき、総会の議決を経なければならない。

3 第六条第一項及び前項の規定は再保険約款の変更について、第七条の規定は第一項の認可の取消しについて、それぞれ準用する。

(再保険契約の当然成立)

第二十条 漁船船主責任保険の保険契約又は漁船乗組船主保険の保険契約が認可組合と保険契約者との間に成立したときは、中央会と当該認可組合との間に、当該保険契約により認可組合が負う保険責任を再保険する再保険契約が成立するものとする。

(純再保険料率)

第二十一条 純再保険料率は、中央会がその再保険責任に係る危険の態様を勘案して再保険約款で定める割合とする。

(経理の区分)

第二十二条 中央会は、第十八条の再保険事業に

つき漁船船主責任保険に係るものと漁船乗組船主保険に係るものとを区分して経理するとともに、その再保険事業を他の事業と区分して経理しなければならない。

(漁船損害補償法及び商法の準用等)

第二十三条 漁船損害補償法第四十四条第四項及び第五項の規定は、再保険約款について準用する。この場合において、これらの規定の準用に關し必要な技術的説替えは、政令で定める。

2 漁船損害補償法第五十一条、第七十条第一項、第八十条、第九十条、第一百八条及び第一百九条から第二百一一条まで並びに商法第六百六十二条及び第六百六十三条の規定は、第十八条の再保険事業について準用する。この場合において、これらの規定の準用に關し必要な技術的説替えは、政令で定める。

3 中央会が第十八条の再保険事業を行う場合において漁船損害補償法第三十八条第七項において準用する同法第八十五条及び第八十六条第一項の規定の適用については、同法第八十五条第一項中「又は定款」とあるのは、「定款又は再保険約款」と、同条第二項及び同法第八十六条第一項中「若しくは定款」とあるのは、「定款若しくは再保険約款」とする。

第四章 雑則

(国の援助)

第二十四条 国は、この法律による漁船船主責任保険事業及び漁船乗組船主保険事業並びに再保

險事業の適切な実施を確保するため、認可組合及び中央会に対し、必要な助言、指導その他の援助を行うように努めるものとする。

(報告の徴収)

第二十五条 農林大臣は、この法律の施行の状況を明らかにするため必要があると認めるときは、認可組合又は中央会から報告を徴収することができる。

(印紙税の非課税)

第二十六条 この法律による漁船船主責任保険及び漁船乗組船主責任保険に係る再保険に関する書類には、印紙税を課さない。

第五章 罰則

第二十七条 次の各号の一に該当する場合には、その違反行為をした認可組合又は中央会の役員は、一万円以下の過料に処する。

一 第十六条又は第二十二条の規定に違反したとき。

二 第十七条第二項又は第二十三条第二項において準用する漁船損害補償法第八十条又は第九十条の規定に違反したとき。

附則

1 この法律は、昭和五十一年十月一日から施行する。

2 この法律は、施行の日から起算して五年を超えない範囲内において別に法律で定める日にその効力を失う。

3 この法律の失効に伴い必要な経過措置は、別に法律で定める。

4 農林省設置法(昭和二十四年法律第五十三号)の一部を次のように改正する。

第七十七条第八号中「及び漁船積荷保険」を「漁船積荷保険、漁船船主責任保険及び漁船乗組船主保険」に改める。

5 船主相互保険組合法(昭和二十五年法律第七十七号)の一部を次のように改正する。

第八条本文中「基いて」を「基づいて」に改め、同項ただし書中「但し、」を「ただし、」特別の法律に基づいて設立された法人で特別の法律の規定に基づいてこれを行うもの及び「に、」基いて」を「基づいて」に改める。

理由

最近における漁業事情等の推移にかんがみ、漁船の運航に伴う船主等の費用及び責任等を漁業経営の安定を図る見地から適切に保険する制度の確立に資するため、試験的に漁船保険組合が漁船船主責任保険事業等を行い、漁船保険中央会が当該漁船船主責任保険事業等による保険責任についての再保険事業を行うことができることとするための措置を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

漁船船主責任保険臨時措置法案(内閣提出) に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

本案は、最近における漁業事情等の推移に対応して、漁業経営の安定を図る見地から漁船の運航に伴う船主等の費用及び責任等を保険する制度の確立に資するため、試験的に漁船保険組合が漁船船主責任保険事業等を行い、漁船保険中央会が当該漁船船主責任保険事業等による保険責任についての再保険事業を行うことができることとするための措置を定めようとするものである。その主な内容は次のとおりである。

(一) 漁船船主責任保険事業及び漁船乗組船主保険事業

漁船保険組合は、農林大臣の認可を受けて、漁船損害補償法の規定に基づく漁船保険事業を行うほか、次に掲げる事業を行うことができることとし、その事業を実施するに当たつて必要な規定を設けることとする。

1 漁船船主責任保険(漁船の所有者又は借受人が所有し、借り受け、若しくは用船し、若しくは回航を請け負う漁船の運航に伴つて生じた費用で自己が負担しなければならぬものを負担し、又は当該漁船の運航に伴つて生じた損害につき自己の賠償責任に基づき賠償することによる損害をてん補する保険をいう。)の事業

2 漁船乗組船主保険(漁船の所有者又は借

受人であつてその所有し、又は借り受ける漁船の乗組員であるものにつき当該漁船の運航に伴つて死亡等の事故が生じた場合に一定の金額を支払う保険をいう。)の事業

(二) 中央会の再保険事業

漁船保険中央会は、農林大臣の認可を受けて、漁船損害補償法の規定に基づき行う事業のほか、漁船船主責任保険及び漁船乗組船主保険に係る再保険事業を行うことができることとし、その事業を実施するに当たつて必要な規定を設けることとする。

(三) 施行期日等

この法律は、昭和五十一年十月一日から施行することとし、施行の日から起算して五年を超えない範囲内において別に法律で定める日にその効力を失うものとする。

二 議案の可決理由

漁業経営の安定を図る見地から、漁船の運航に伴う船主等の費用及び責任等を保険する制度の確立に資するための措置を定めようとする本案の趣旨は妥当と認め、全会一致をもつて原案のとおり可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

三 本案施行に要する経費

昭和五十一年度一般会計予算(農林省所管)に、漁船船主責任保険制度試験実施調査委託費

として三千六百四十万三千円が計上されている。

また、漁船船主責任再保険金支払資金補助として、昭和五十一年度国庫債務負担行為限度額五億八千七百万円が計上されている。

右報告する。

昭和五十一年五月六日

農林水産委員長 湊 徹郎

衆議院議長 前尾繁三郎殿

〔別紙〕

漁船船主責任保険臨時措置法案に対する附帯決議

附帯決議

政府は、本法の施行に当たり、左記事項の実現に努めるべきである。

記

一 現に一部漁船が加入している日本船主責任相互保険組合及び外国保険事業者(P・Iクラブ)の保険制度、特に、保険料率等を参酌して、いやくも不利な制度となり関係漁業者の不満を招くことがないよう留意すること。

二 昭和四十八年から試験実施している「漁船積荷保険事業」と今回の「漁船船主責任保険事業」とを含めて、これらの事業の本格実施に当たる組織について、漁船保険中央会の在り方をも含めて速やかに検討すること。

右決議する。

昭和五十一年五月七日 衆議院會議録第十六号

四八二

明治三十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

定価 一部 一〇円

発行所

東京都港区赤坂葵町二番地 郵便番号一〇七
大蔵省印刷局
電話 東京 五八二 四四一(大代)